

こ支障第 36 号
令和 7 年 2 月 26 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長

こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

障害児支援事業所等における I C T を活用した発達支援推進モデル事業
の実施について

全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、I C T を活用した支援の実証・環境整備を進めることを目的として、今般、別紙のとおり「障害児支援事業所等における I C T を活用した発達支援推進モデル事業実施要綱」を定め、令和 6 年 12 月 17 日から適用することとしたので通知する。

障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業実施要綱

1 事業の目的

障害児が、その特性や状態像、物理的な環境等の理由に関わらず、身近な地域でニーズに応じた支援を受けられる環境整備や支援の質の向上を図る観点から、支援手法としてICTを活用した発達支援の取組を実践し、全国での活用に向けた効果検証等を行う。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市であって、こども家庭庁支援局障害児支援課においてモデル事業としての採択が適当と認めたもの（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、都道府県等は、事業の全部又は一部について、適切に事業を実施できると認めた者に委託することができるものとする。この場合において、都道府県等は委託先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託先から定期的な報告を求めるものとする。

3 事業内容

障害児通所支援事業所又は障害児入所施設（以下「障害児支援事業所」という。）等において通算5年以上の直接支援の経験を有する者（以下「ICT支援推進専門員」という。）を確保した上で、次の（1）及び（2）の事業を実施する。

（1）ICTを活用した発達支援の取組に係る効果検証等を行うための協議の場の設置

都道府県等が主体となり、ICT支援推進専門員、発達支援に関する有識者、ICT機器の使用に関する有識者、本事業による取組の実践を行う障害児支援事業所の職員及び当事者等による協議・検証の場（以下「協議の場」という。）を設置する。

協議の場においては、実践する取組の企画立案（取組の具体的な内容やねらい、対象とするこどもの状態像、必要な環境等の設定）、適切な取組に向けた事前評価を行うとともに、実践した取組の効果や課題、推進に当たっての懸念点や留意点等の分析・検証を行う。

（2）ICTを活用した発達支援の取組の実践

本事業による取組の実践を行う障害児支援事業所が現に行っている発達支援について、ICT支援推進専門員のサポートの下、必要な環境整備（実践する取組内容や対象児童等に応じたICT機器の整備（設備や物品の導入）等）を図り、ICT機器を活用した遠隔支援や直接支援等に係る取組を実践する。取組の実施

に当たっては、こどもの状態像に応じた手法を用いることとし、実践の過程において適宜改善を図りながら、複数の手法を試行することが望ましい。

その際、取組を実践する障害児支援事業所の職員が本事業の目的等を十分に理解し、円滑かつ効果的に事業を遂行できるよう、事前に担当職員への説明や演習等を行うこと。また、実践の対象とするこどもについては、事前にこども本人及び保護者に対して本事業の目的等の説明を丁寧に行い、承諾を得たうえで選定すること。

<想定される支援の取組例>

- ・視覚障害児等について、必要な発達支援をアセスメントした結果、障害の特性に応じた発達支援が身近な地域の障害児支援事業所では提供することが困難であると判断された場合に、ICTを活用して発達支援を提供する。
- ・身近に障害児支援事業所が不足する山間部や島しょ部等において、圏域の児童発達支援センター等の児童指導員等が巡回し、必要な発達支援をアセスメントし、その後ICTを活用して発達支援を提供する。
- ・感覚過敏等により外出や集団活動が難しく、障害児通所支援事業所に通所している日数が少ない障害児に対して、ICTを活用して補完的に発達支援を提供する。
- ・不登校等、何らかのこどもの心理的、身体的な状態により通所支援が困難な障害児に対して発達支援を提供することに加え、将来的な通所支援に繋がることを見据えた取組をオンラインで行う。
- ・本人や家族の都合（病気、里帰り出産等）により、一時的に障害児通所支援事業所に通所することが困難な状況にある障害児に対して、ICTを活用して発達支援を継続する。
- ・重症心身障害児等の地域の中で交流が難しい児童を対象とする複数の障害児支援事業所が、オンライン上に共同でプラットフォームを設け、仲間づくりの観点も含めた発達支援を行う。
- ・地域の保健師や保育士、保護者等が、こどもに対面で支援している場面に、児童発達支援センター等の児童指導員等がオンラインで参加し、リアルタイムで指示等を出しながら、発達支援を協働で行う。 等

4 留意事項

- (1) 事業実施の採択に当たっては、こども家庭庁が別に定める事業計画書の提出及び事前ヒアリング（オンライン）にて決定するものとする。
- (2) 4の事業実施に当たり、インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。なお、山間部や島しょ部等通信環境が困難な状況にある場合は、この限りではない。
- (3) 本事業において用いるソフトウェアは、研究開発品ではなく、企業が保証す

る商用の製品であること。

- (4) 本事業において用いる I C T 機器については、遠隔支援の対象者へ貸与することとし、事業の終了後は都道府県等において適切に管理するとともに、本事業において取得した財産であることが分かるように留意すること。
- (5) 本事業を実施する場合の運営費等（人件費を含む。）は、障害福祉サービス等報酬の請求を行わず、本事業において対応するものとする。

5 個人情報保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する都道府県等は、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

6 費用

国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

ただし、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象とならない。

- (1) 当該事業で実施を予定している事業にかかる費用の内、交付税措置が行われている費用
- (2) 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業にかかる費用
- (3) 施設や建物等の整備や改修に要する費用

7 事業の報告

実施主体は、翌年度 4 月 30 日までに以下の事項を資料にまとめ、こども家庭庁に報告すること。

- (1) I C T 支援推進専門員について
 - ① 職種及び経験年数
 - ② 主な業務内容
- (2) 協議の場について
 - ① 構成員（所属（役職））
 - ② 開催実績（開催日、議題、議論の概要 等）
- (3) I C T を活用した発達支援の取組の実践内容等について
 - ① 実践した取組の具体的内容
 - ② 当該取組を実践することとした理由・ねらい
 - ③ 当該取組を実践する際に必要な環境（ICT 機器、場所、スタッフ、手法等）
- (4) 対象児童について
 - ① 選定理由（障害の特性、状態像、物理的な環境等）

- ② ICTを活用した発達支援を受けた後の子どもや保護者の意見、感想等
- (5) 実践した取組に係る効果検証等
- ① 取組の実践前における事前評価の内容
 - ② 取組の実践後における効果や課題についての分析・検証結果
 - ③ 全国での活用に向けた懸念点や留意点等についての分析・検証結果

(別紙様式)

令和 年 月 日

こども家庭庁支援局長 殿

(自治体名)

令和 年度 障害児支援事業所等における I C Tを活用した発達支援推進
モデル事業実施状況報告書

令和 年度障害児支援事業所等における I C Tを活用した発達支援推進モデル
事業に関する実施状況報告書について、別添のとおり提出する。